

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運が高まる中、平成29年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

しかしながら、性犯罪の成立に暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件を必要とする規定は維持されるなど、改正の内容が不十分であるとの議論があったため、多くの附帯決議が付されるとともに、施行後3年を目途に再度検討することとされた。

平成29年の法改正により、従前よりも多くの事例が犯罪として成立するようになったが、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないため、改正以降も加害者が無罪となる例が相次ぐなど、大きな社会問題となっている。

政府は、改正法の施行後3年目となる令和2年6月に、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を決定し、令和4年度までの3年間を集中強化期間とするとともに、法務省に設置した性犯罪に関する刑事法検討会において、性犯罪に係る法改正の要否等について検討を進めている。

弱い立場に置かれた多くの性犯罪被害者を救済し、加害者に対し厳正な処罰を行っていくためには、刑法のさらなる改正が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 性犯罪における暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の見直しについて検討すること。
- 2 監護者わいせつ及び監護者性交等罪の適用年齢を拡大するとともに、地位・関係性を利用した性犯罪に関する規定の創設を検討すること。
- 3 性交同意年齢を引き上げること。
- 4 性犯罪に係る公訴時効期間について、撤廃を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		